

**【第2子】認証保育所保育料負担軽減助成金の
一部変更について（令和5年10月改定）**

令和5年10月から、認証保育所保育料負担軽減助成金の第2子に対する上限額を以下のとおり変更しますので、お知らせします。

裏面のとおり、認可保育施設の0～2歳児の第2子保育料が令和5年10月から無償となりますので、助成金の額を算出する際のご参考にしてください（1,000円未満の端数が生じた場合は切捨てになります。）

施設等利用給付認定を受けていない方

【助成上限額一覧】

【変更前】

0～2歳 児クラス	第1子	40,000円	3～5歳児 クラス	第1子	40,000円
	第2子	54,000円		第2子	47,000円
	第3子以降	67,000円		第3子以降	57,000円



【変更後】

0～2歳 児クラス	第1子	40,000円	3～5歳児 クラス	第1子	40,000円
	第2子以降	67,000円		第2子以降	57,000円

施設等利用給付認定を受けている方

【助成上限額一覧】

【変更前】

0～2歳 児クラス	第1子	42,000円	3～5歳児 クラス	第1子	40,000円
	第2子	54,000円		第2子	47,000円
	第3子以降	67,000円		第3子以降	57,000円



【変更後】

0～2歳 児クラス	第1子	42,000円	3～5歳児 クラス	第1子	40,000円
	第2子以降	67,000円		第2子以降	57,000円

- ・0～2歳児の助成上限額には、幼児教育・保育の無償化補助額42,000円を含みます。
- ・3～5歳児の助成上限額には、幼児教育・保育の無償化補助額37,000円を含みます。

別表：認可保育施設保育料徴収基準額表 <令和5年度10月以降>

階層	区民税等の条件	保育料(月額)					
		0～2歳児		3歳児		4、5歳児	
		第1子	第2子	第1子	第2子	第1子	第2子
A	生活保護世帯・里親世帯等	0	0	0	0	0	0
B	区民税非課税(ひとり親世帯)	0	0	0	0	0	0
	区民税非課税(その他の世帯)	0	0	0	0	0	0
C	区民税均等割のみ	3,700	0	0	0	0	0
D1	区民税所得割 5,000円未満	4,000	0	0	0	0	0
D2	5,000～10,000円未満	4,800	0	0	0	0	0
D3	10,000～23,200円未満	9,400	0	0	0	0	0
D4	23,200～36,400円未満	11,400	0	0	0	0	0
D5	36,400～48,600円未満	12,700	0	0	0	0	0
D6	48,600～72,800円未満	19,900	0	0	0	0	0
D7	72,800～97,000円未満	24,300	0	0	0	0	0
D8	97,000～115,000円未満	27,700	0	0	0	0	0
D9	115,000～133,000円未満	30,200	0	0	0	0	0
D10	133,000～151,000円未満	32,500	0	0	0	0	0
D11	151,000～169,000円未満	34,900	0	0	0	0	0
D12	169,000～185,500円未満	37,900	0	0	0	0	0
D13	185,500～202,000円未満	40,000	0	0	0		
D14	202,000～218,500円未満	41,800	0	0	0		
D15	218,500～235,000円未満	43,900	0	0	0		
D16	235,000～251,500円未満	46,600	0	0	0	0	0
D17	251,500～268,000円未満	48,400	0				
D18	268,000～284,500円未満	50,000	0				
D19	284,500～301,000円未満	51,800	0				
D20	301,000～349,000円未満	56,800	0	0	0	0	0
D21	349,000～397,000円未満	63,400	0				
D22	397,000～443,600円未満	69,200	0				
D23	443,600円以上	73,800	0				

- ・各年齢は、クラス年齢です。
- ・4～8月分の保育料は令和4年度区市町村民税、9～3月分の保育料は令和5年度区市町村民税をもとに計算されます。
- ・区市町村民税を計算するとき、住宅借入金等特別税額控除、寄附金税額控除、外国税額控除、配当控除等の規定は適用されません。